# 第7次垂水市行政改革大綱

令和4年3月

垂 水 市

# 目 次

I		行政改	革大	綱(	つ策	定に	あ	た	0	て	~	ーは	にじ	<i>b</i>	に	$\sim$		•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	1
	1	これ	まで	の耳	<b>文組</b>		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2	新た	な行	政引	女革	に取	2り	組	む	必要	要性	Eと	ے :	れ	゚カゝ	ら	0	行	政	改	革	のE	反糸	且•	•	•	•	•	•	1
П		改革の																												
	1	市民	との	Γţ	協働	] (3	によ	る	行.	政	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	2	市民	:の目	線し	乙立	った	_質	$\mathcal{O}$	高	111	ナー	- Ľ	゛ス	を	提	供	す	`る	行	政	•	•		•	•	•	•	•	•	2
	3	最少	の経	費~	で最	大の	)效	果	を	上心	げる	行	·政	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	2
Ш		改革の	柱	~∄	表本	的な	;方	策	$\sim$			•	•	•		•	•	•	•		•		•	•	•	•		•	•	3
	1	市民	の参	画	上協	働・	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	2	効率	的か	つ‡	寺続	可能	:な	行	財	政道	重営	# O	推	進	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	5
	3		体制																											
IV		改革の	進め	方			•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	9
	1	計画	期間	•			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	9
	2	推進	の方	法			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	9
	3	推進	体制	•	• •		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	9
[	用	語解説	<u>.</u> ] •			•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	10

#### I 行政改革大綱の策定にあたって ~はじめに~

#### 1 これまでの取組

本市は、行財政の効果的かつ合理的運営、市民サービスの向上を図るため、平成7年12月、平成14年3月、平成16年10月、平成19年3月、平成22年2月、平成29年3月と6度にわたり行政改革大綱を策定し、事務事業の見直し、職員定数及び給与の適正化、組織・機構の簡素合理化、情報公開、事務事業の民間委託など様々な改革に取り組んできました。

この間、職員数については、効率的な事務処理を行うため、事務事業の徹底した見直し、組織・機構の再編を断行し、住民サービスの低下を招かぬよう、新定員適正化計画に沿った定員の適正化を行いました。また、財政の健全化については、2次にわたる財政改革プログラム (注1) を実行し、実質公債費比率や将来負担比率が改善するなど、着実に成果を挙げてきました。

特に、平成 29 年度からの第6次行政改革期においては、第5次行政改革を継承し、将来にわたって質の高い行政サービスを提供するため、正規職員の就業時間の把握や業務に対する適切な人員配置や業務のスリム化に向けた検証、アウトソーシング (注2) などの可能性を含め、今後増加する行政サービス需要に対応していくための取組を推進してきました。

その結果、業務分担が効果的に行われていないことや、業務時間が多い業務についての、 $AI^{(2)} \cdot RPA^{(2)}$ などデジタル技術の活用とアウトソーシング (注 の可能性があることが明らかになりました。

これらを踏まえたこれからの組織マネジメントは、今般の新型コロナウイルス 感染症対応のように、災害など有事の状況下に市民生活のセーフティネットとし て組織機能を維持するために、業務改善や業務効率化を図り、限られた人材と財 源を有効活用することが重要であることがわかりました。

## 2 新たな行政改革に取り組む必要性とこれからの行政改革の取組

近年の行政改革の取組は将来にわたって質の高い行政サービスを提供するためのより効率的で経営の視点を持った「持続可能な自治体」としての行政運営を目指し、行政改革を推進してきました。

しかしながら、人口減少や国の財政状況を要因とする本市財政への影響など厳しい状況が続くことが予想される中、一層の少子高齢化、ライフスタイルの多様化、SDGs (注5)の推進、情報化社会の進展、地域における様々な主体によるまちづくりの推進、新型コロナウイルスの感染拡大などにより市民ニーズは多様化してきており、これまで以上に効率的な行政運営が求められます。

したがって、今後の行政改革においては、これまでの行政改革の成果を生かし

ながら、現状の課題を踏まえ、削減型の行政改革だけでなく、限られた人材と財源を有効活用し、各種の行政課題に迅速かつ的確に対応できる行政運営を将来にわたって継続して行うことを目指します。

#### Ⅱ 改革の視点 -基本方針-

行政改革には決して終わりはなく、引き続き進化していかなければならないものです。このため、市民参画型の行政システムの構築を図るというこれまでの取組を継続し進化させながら、第5次垂水市総合計画 (注6) のまちづくりの進め方の「健全で安定した行財政運営の推進」に基づき、少子高齢化や人口減少などの社会構造の変化に対応した行政サービスの提供、効率的な組織機構の構築を図り、効果的かつ効率的に事業を推進していくことを基本方針として、次の三つの視点から行政改革に取り組んでいきます。

## 改革の視点 1 市民との「協働」による行政

自己決定、自己責任の原則の下、市の諸課題に自主的かつ総合的に取り組んでいくため、市民(市民力)と市(行政力)がパートナーとして連携し、相互に支えあう協働のまちづくりを進めます。

## 改革の視点 2 市民の目線に立った質の高いサービスを提供する行政

住んで良かったと思える垂水づくりを進めていくために、市民一人ひとりの満足度の向上が図られるよう、常に市民目線で質の高い行政サービスを提供できるよう取り組みます。

## 改革の視点 3 最少の経費で最大の効果を上げる行政

持続可能な財政運営を行うため、「財政改革プログラム」(注1)の基本的な考え方を念頭に、行政改革を進めていきます。

また、最少の経費で最大の効果を上げることが行財政運営の基本原則であることから、本市の厳しい財政状況を常に意識し、「経営感覚」と「コスト意識」を磨いていく取組を進めていきます。

#### Ⅲ 改革の柱 ~基本的な方策~

行政改革の推進に当たっては、「1 市民の参画と協働」、「2 効率的かつ持続可能な行財政運営の推進」、「3 行政体制の整備と職員の意識改革」の三つの柱に体系化します。

#### 改革の柱 1 市民の参画と協働

市民と共に創る垂水の実現に向け、地域が自立し、自主的なまちづくりを進めるために、公正で透明な市政及び市民参画の推進を図ります。

特に近年、社会情勢の変化に伴い、市民ニーズは多様化・高度化してきています。このような市民ニーズに柔軟に対応していくため、情報の共有化を図るとともに市民の声を市政に反映させる体制づくりに努めます。

また、市民参画の機会を拡充する仕組みづくりに取り組むことにより、協働して創造的な活力に満ちたまちづくりを推進します。

#### (1) 公正で透明な市政の推進

より開かれた透明性の高い市政の推進を図るため、行政情報は市民との共有財産であるとの認識に立ち、積極的な情報提供を行い、市民と行政が対話できる環境づくりを進めるなど広報機能の充実に努めます。

また、市民が真に求めるサービスを提供するために、市民満足度調査 (注7) を定期的に実施し、市民の声を市政に反映させるよう取り組みます。

なお、市政への更なる信頼性を確保するために、法令遵守(コンプライアンス)の徹底、特に個人情報保護に対する意識の一層の向上を図ります。

## ① 行政情報共有化の推進

行政情報の共有化は、行政の透明性を高め、市民と行政の信頼関係を築く上で重要であることから、「垂水市情報公開条例の基準及び運用」等の指針に基づき、効果的な情報提供及び行政情報の共有化が図られるように取り組みます。

## ② 広報機能の充実

広報媒体には、広報誌・ホームページ・コミュニティー $FM^{(28)}$ ・携帯メール・ $SNS^{(29)}$ などがあり、これら媒体の特性を生かした広報機能の充実を図ります。

特に、広報誌及びホームページについては、広報技術の向上を図り、市民に わかりやすい情報発信に努めます。

#### ③ 広聴機能の充実

定期的な市民満足度調査<sup>(注7)</sup>等により、市民の声を把握し、その結果を市 政運営に反映するよう努めます。

また、政策等の策定に広く市民意見を求める手続であるパブリックコメント制度 (注 10) の周知浸透を図ります。

#### ④ 個人情報保護制度の充実

垂水市個人情報保護条例を踏まえ、行政が保有する個人情報の適正な取扱いやプライバシーの保護を徹底するため、情報管理に努めます。

#### (2) 市民参画の推進

地方分権時代においては、市民と行政との協働関係が一段と重視されることから、それぞれが信頼関係の下に役割分担をしながら、市民の参画を得て、まちづくりを推進していく必要があります。

まちづくりは「市民一人ひとりの手で」という自治意識の高揚を図るとと もに、各市民活動団体 (注11) 等と連携・協働を推進し、市民と行政がお互いに 協力し合って、よりよいまちづくりができる体制づくりを目指します。

## ① 市民参画の推進

各地区における新たな取組や課題解決を推進するため、次期地域振興計画づくりを支援する体制の強化に努めます。また、市政を市民と協働で進めていく柱となる自治基本条例 (注12) の制定の必要性について検討します。

## ② コミュニティー (注13) や市民活動団体 (注11) 等の活性化

市民との共生協働社会の実現には、コミュニティー (注13) や市民活動団体 (注11) 等の連携が不可欠なことから、9つの地域の特色を生かした新たな地域づくりを進めながら、それぞれの活動が活性化するよう育成と支援に努めます。

#### ③ 男女共同参画の推進

男女共同参画基本計画に基づく具体的施策の推進を図り、本市のすべての 人が、その人権を尊重され、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に 発揮することができる社会づくりを目指します。

#### 改革の柱 2 効率的かつ持続可能な行財政運営の推進

市民から負託されて行政運営を行っているという意識を常に持ち、市民満足度の向上を図るために、市民の視点に立ち、市民ニーズに素早く対応した事業計画を立案し、また、効率的な事務事業を行うことを常に意識した行政運営に取り組みます。

#### (1) 民間活力等導入の推進

民間資金、経営能力及び技術的能力を活用し、官民の適切な役割及び責任の分担の下に、公共施設等の整備・運営等をはじめとする市民サービスの向上を図るため、PPP(官民連携)(注14)・PFI(注15)の推進に努めます。

また、事業立案や事業実施に際し、技術的・学術的支援を得るため、大学等との連携を推進します。

## (2) 利便性の高い行政サービスの提供

市民の事務手続の軽減を図るため、各種申請書・様式の簡略化、電子申請などを進め、事務手続の方法などの周知を行い、わかりやすく利用しやすい行政サービスを提供し、丁寧・迅速でかつ適正な対応に努めます。

## (3) 事務事業の効率化の推進

効果的、効率的な事務事業を行うため、各課事務事業の見直し及び連携を 進め、また、広域行政の推進に努めます。

## ① 事務事業の見直し

事務事業については、各課各事務事業の目的、必要性、有効性、効果等を検証・判断し、成果の見えない事業の整理統合・アウトソーシング (注2) の活用 や廃止等、事務事業の効率性が改善されるよう徹底した見直しを図ります。

#### ② 広域行政の推進

近隣市町と連携・共同により効率的に処理できる課題について、調査・研究を行い、大隅定住自立圏 (注16) 等による地域活性化を図ります。

#### (4) 持続可能な財政運営の推進

限られた財源を効果的かつ効率的に活用するため、経費の適正な支出を図るほか、公共施設の適切な管理運営を行い、持続可能な財政運営に努めます。

#### ① 健全な財政運営

財政改革プログラム (注1) の基本的な考え方を念頭に、持続可能な財政を維持していくため、歳入の確保に対するあらゆる方策を進めるとともに、歳出については、事業の整理・合理化を行うなど、予算の厳正な執行に努めます。

#### ② 公共施設の総合的な管理運営の推進

公共施設等総合管理計画 (注17) 及び各個別計画の方針案に基づき、公共施設の利用状況の変化や、施設の状況を的確に把握しながら、安全性の確保や機能維持を図るなど、適正な管理運営に努めます。

また、長期的な視点で施設の更新、統廃合、利活用、長寿命化等を検討し、公共施設の有効利用や適正配置を図り、財政負担の軽減、平準化に努めます。

## (5) 各種団体等の効果的・効率的な運営

独立した団体として自立性の向上を図るため、補助金等を交付している団体に対して自主的な事業展開など内部努力を促すとともに、設立目的等事務事業の評価を行い、効果の薄い補助金等については、見直しを進めます。

## (6) 行政事務のデジタル化の推進

デジタル技術を活用し、住民の利便性を向上させるとともに、A I (注3) 等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことを目指します。

#### (7) 行政評価<sup>(注18)</sup> システムの推進

行政活動の目的を明確にしながら、成果を数値など客観的な指標を使って評価し、市民の視点で評価するとともに効率的で質の高い行政運営を実現するために行政評価 (注 18) を行い、行政改革だけでなく、総合計画 (注 6) などに活用し、市民にとって分かりやすく透明性の高い行政運営を進めます。

#### 改革の柱 3 行政体制の整備と職員の意識改革

市民ニーズの高度化・多様化に伴って、年々増加する行政需要に対して、弾力的かつ的確に対応していくためには、スクラップ・アンド・ビルド (注19) を基本として、適正な定員管理を図るとともに人事評価制度による能力及び実績に基づく、人事管理に取り組みます。

また、職員の高い資質と能力が求められていることから、職員一人ひとりが自 らの役割と使命を十分認識し、市民に信頼されるよう意識改革を進めるとともに、 主体的、積極的に職務に取り組みます。

#### (1) 定員管理の適正化

社会情勢の変化に伴う行政需要や市民ニーズ、権限移譲等の動向を注視し、 事務事業の見直しや民間委託等の整合性を図り、全庁における業務量の把握 等を継続し、適正な定員管理に努めます。なお、当分の間、「垂水市新定員適 正化計画」で定める最終年度の目標値の職員数を基本としつつ、地方公務員 の定年年齢引上げによる今後の定員・採用者数等への影響について精査した 上で、必要な対応を検討します。

#### (2) 給与の適正化

給与制度については、国、県及び他の地方公共団体並びに民間事業従事者 の給与等を考慮し、適正な水準の維持を図ります。

## (3) 効率的な組織体制の確保

## ① 組織・機構の再編

多様化、高度化する市民ニーズに的確に対応するため、市民に分かりやすく、利便性の高い組織機構の構築はもとより、市民サービスの低下を招くことなく、限られた職員数で最大限の行政効果が発揮できるよう、効率的な組

織体制の確保に努めます。

#### ② 勤務形態の弾力的運用

市民ニーズに応えるために、時差出勤やテレワークの導入など勤務形態の 弾力的運用について、必要とする部署について検討し取り組みます。

#### (4) 人的資源の有効活用

#### ① 職員研修の充実

垂水市職員人材育成基本方針に基づき、職員個々の能力向上を目的に、職場内外の研修を計画的に推進します。

特に近年、社会情勢の変化に伴い、地域の課題や多様化する市民ニーズに 的確に対応する能力が求められてきていることから、社会の動向を踏まえ、 その時々に職員に求められる知識や必要性に合った研修を実施し、人材育成 に努めます。

#### ② 女性職員の働きやすい環境づくり

女性の職業生活における躍進の推進に関する法律に基づき、女性が働きやすい環境づくりの各種施策(女性受験者数の拡大、女性職員の人材育成を目的とした研修、管理・監督職への登用等)に取り組みます。(特定事業主行動計画 (注 20) に規定)

## (5) 人事評価制度の適正かつ円滑な運用

職員の人材育成の観点に立った人事評価制度の運用を行い、「能力・実績に基づく人事管理の徹底」及び「行政組織全体の職務遂行能力の向上」に努め、職員の意欲や能力を最大限に引き出す人事管理を推進します。

## (6) 行政経営システムの構築

## ① 庁内会議の活性化

行政経営の機能強化を図るため、各所属間の連携を強化するとともに庁内 会議の効率的な運営に努めます。

#### ② 行政経営マネジメントサイクル (注 21) の構築

行政評価 (注 18) の成果を意識した改善を図りつつ、総合計画 (注 6) や施政方針・予算編成、そして行政評価が連動した行政経営マネジメントサイクル (注 の構築を目指します。

#### Ⅳ 改革の進め方

#### 1 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5か年とします。

#### 2 推進の方法

- (1) 行政改革大綱を基本とし、期間中に成果を確認するため、年次ごとに総合計画 (注6) と連動した推進計画を策定して、計画的に推進します。また、そのために数値目標を設定するものとします。
- (2) すべての職員が行政改革の必要性と重要性について認識し、推進します。

#### 3 推進体制

- (1) 本市の最高意思決定機関である「垂水市経営会議」を中心に、政策形成系会議である「行政改革会議」と連携して、行政改革を積極的に推進します。
- (2) 市民満足度調査 (注7) 等の意見を活用し、行政改革を推進します。
- (3) 行政改革の実施状況については、市民に分かりやすく公表し、市民の意見の聴き取りに努め、行政改革の一層の推進を図ります。

# 【用語解説】

注 1	財政改革プログラム	健全な財政運営を行い、持続可能な財政運営を行うた
	/1、2、6ページ	めの計画。
		本市の財政改革プログラムは、第2次垂水市財政改革
		プログラムで、平成22年2月に策定され、計画期間は平
		成 26 年度までの 5 年間であるが、平成 27 年度以降もこ
		のプログラムの基本的な考え方である(単年度の財源不
		足を生じることなく、重要課題に適切に対応できる弾力
		的で足腰の強い財政構造の構築)、(将来に渡って持続可
		能な財政基盤の確立)を継承し、取組を継続して実施し
		ている。
注 2	アウトソーシング	「外部委託」外部の資源やサービスを活用すること。
	/1、5ページ	
注 3	ΑΙ	「人工知能」人間が知能を使ってすることを機械にさ
	/1、6ページ	せる。RPAと違い、自己学習能力を備えている。
注 4	RPA	一定のプログラムに応じて作業を自動化するもの。単
	/1ページ	純な作業を繰り返し実施する。
注 5	SDGs (Sustainable	平成 27 年の国連サミットにおいて採択された「持続
	Development Goals)	可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されてい
	/1ページ	る、令和 12 年までに持続可能でよりよい世界を目指す
		国際目標のこと。
注 6	総合計画	総合計画は、一般的にまちづくりの将来像を示し、総
	/2、7、9ページ	合的かつ計画的な行政運営を図るための計画で、三層構
		造(基本構想:まちづくり及び市政運営の方針、基本計
		画:基本構想を実現するための政策レベルの計画、実施
		計画:基本計画を実現するための事務事業レベルの計
		画)の形となっている。
		本市の総合計画は、第5次垂水市総合計画で平成30年
		3月、議会の議決を経て定められた。まちづくりの視点
		(基本理念)を「市民と行政の協働によるまちづくり」、
		「健全で安定した行財政運営の推進」、「隣接市等との広
		域連携の推進」とし、まちの将来像「九つの彩り豊かに
		健やかな人を育むまち垂水」実現のため4つの視点を柱
		としている。計画期間は平成 30 年度から令和 9 年度ま
		での 10 年間である。
注 7	市民満足度調査	市民ニーズに基づく市政運営を行うために参考とす
	/3、4、9ページ	るアンケート調査。本市では平成18、21、23、24、26、

	1	
		28 年度、令和1年度に実施し、総合計画に掲げた政策に対する「重要度」「満足度」を調査し、相対的な分析を行った。
注 8	コミュニティーFM	通常のFMより出力の小さい市町村単位の小規模な
	/3ページ	ラジオ放送。地域密着型で防災及び災害時の放送が随時
		行えることが特徴の一つ。(例:FMたるみず)
注 9	SNS	インターネット上でネットワークを構築するサービ
	/3ページ	スのこと。(代表的なものとして、フェイスブック、
		Youtube、ライン、インスタグラムなどがある。)
注 10	パブリックコメント制	政策や条例改正等の策定に当たって、あらかじめ案を
	度	公表し、広く市民等から意見を求め、これを考慮して、
	/4ページ	意思決定を行う手続き。
注 11	市民活動団体	ボランティア、NPO、自主サークル、子ども会、通
	/4ページ	り会、PTA、スポーツ少年団、振興会など非営利で任
		意の団体。
注 12	自治基本条例	安定した行政への市民参加システムを保障するため、
	/4ページ	主権が市民にあることや、具体的な行政への参加の仕組
		みなどを定めた条例。「自治体の憲法」とも呼ばれる。
注 13	コミュニティー	同じ地域に居住して利害を共にし、政治・経済などに
	/4ページ	おいて深く結びついている社会のこと。
注 14	PPP (Public-	行政と民間が協力して事業を行うこと。(例:指定管
	PrivatePartnership •	理者制度、市場化テストなど)
	官民連携)	
	/5ページ	
注 15	PFI (Private	民間資金を活用した社会資本整備。
	FinanceInitiative•民	
	間資金等活用事業)	
	/5ページ	
注 16	大隅定住自立圏	大隅定住自立圏とは、大隅半島の3市5町(垂水市、
	/6ページ	鹿屋市、志布志市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付
		町、大崎町) が鹿屋市を中心市として、共通課題の救急
		医療や公共交通網の整備などに取り組むもの。本市にお
		いては、鹿屋市が相互に役割を分担し定住に必要な都市
		機能及び生活機能を確保し、充実させ、本市及び鹿屋市
		の区域への人材の誘導を促進するために定住自立圏を
		形成することを目的としている。

注 17	公共施設等総合管理計	人口減少等により公共施設等の利用需要が変化して
	画	いくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の状況
	/6ページ	を把握し、更新・長寿命化などを計画的に行い、老朽化
		等が進む施設の維持に係る財政負担を軽減・平準化し、
		公共施設等の最適な管理を実現するための計画。
注 18	行政評価	行政評価とは、自治体の政策、施策、事務事業の内容、
	/7、9ページ	進捗状況を客観的に様式や数値で体現する手法。自治体
		の仕事を対象に、事前、事中、事後に一定の基準や指標
		をもって数値化することにより事業を行うための情報
		を得るとともに、それをフィードバックして行政活動の
		継続的な改善、改革につなげ、市民サービスの向上を図
		っていこうとするもの。
注 19	スクラップ・アンド・	組織、事業の拡大を抑制するため、組織・事業の新設
	ビルド	の場合には、それに相当するだけの既存組織・事業を廃
	/7ページ	止すること。
注 20	特定事業主行動計画	出産・子育てに理解のある職場を創り職員が仕事と子
	/8ページ	育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即
		した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進する
		ために策定する計画。
注 21	行政経営マネジメント	市政運営を行ううえで、総合計画や施政方針、事業実
	サイクル	施、そして行政評価を連動させ、PDCAサイクルに基
	/9ページ	づき、効率的な行政経営を行う仕組み。また、政策決定
		等、市政運営における意志決定までの手続きを明確にす
		ることも含まれる。